

## JABEE審査料・認定維持費

2024年12月23日改定

### ■ 審査料

認定種別	審査種別	審査料(消費税別途) (注1)
全認定種別	新規審査(予備審査受審なしの場合) (注2)	150万円 (注4)
	新規審査(予備審査受審済みの場合) (注2)	135万円 (注4)
	予備審査	30万円 (注4)
	予備審査フォローアップ《実地確認あり》	15万円 (注4)
	予備審査フォローアップ《実地確認なし》	10万円 (注4)
	認定継続審査	不要
	中間審査(通常審査) (注2)	15万円 (注4)
	中間審査(書類審査) (注3)	10万円 (注4)
全認定種別 (大規模プログラム)	学部規模の大学科や教育機関全体を1プログラムとし、通常より多数の審査員を必要とする場合は、受審校および審査チーム派遣機関と協議の上決定します。	

### ■ 認定維持費(年間) (注5)

認定種別	認定対象プログラム	認定維持費(消費税別途) (注1)(注6)
エンジニアリング系学士課程	大学の学士課程のプログラムおよび 修士課程のプログラム (建築系学士修士課程プログラムの学士課程部分については、「建築系学士修士課程のプログラム」の欄に記載)	1プログラム :42万円
		2プログラム :40万円
		3プログラム :39万円
		4プログラム以上:38万円
エンジニアリング系修士課程	高等専門学校のプログラム	1プログラム :36万円
2プログラム :34万円		
3プログラム :33万円		
4プログラム以上:32万円		
情報専門系学士課程		
建築系学士修士課程	建築系学士修士課程のプログラム (学士課程部分のエンジニアリング系学士課程プログラムも含む)	72万円 [42万円+30万円(注7)]

(注1) 本表の審査料、認定維持費には消費税が課税されます。

(注2) 自己点検書の書面調査と実地審査を行います。

(注3) 自己点検書の書面調査のみを行います。

(注4) 建築系学士修士課程の学士課程部分をエンジニアリング系学士課程として同時に受審する場合は、合わせて1プログラムの審査料とします。

(注5) 新規審査を実施した年度は認定維持費は不要です。

また、予備審査を実施した年度と暫定認定期間中は認定維持費は不要です。

(注6) 大学の学士課程、修士課程および高等専門学校のプログラムは、当該教育機関(大学の場合、学士課程および修士課程を含む)に当該年度に存在する認定プログラムの数により金額が変わります(ただし、建築系学士修士課程プログラムおよびその学士課程部分のエンジニアリング系学士課程(建築分野)プログラムは上記の認定プログラムの数には含みません)。本欄では、認定プログラムの数と、それに対応したプログラムあたりの認定維持費の額を示します。

(注7) キャンベラ協定加盟に関係する費用の一部に充当されます。

### ■ 認定有効期間の開始を審査の前年度とした場合の認定維持費

新規にJABEEの認定を受ける場合で、受審教育機関が希望し、かつJABEEの定めた条件を満たした場合、新規審査の前年度から認定を開始する制度があります。

この制度を適用して認定された場合、認定有効期間の開始年度、すなわち新規審査の前年度の認定維持費が発生しますので、新規審査の翌年度の認定維持費の支払い額はそれを含めた2年分となります。

普及指導料については、以下の『普及指導料のガイドライン』をご参照ください。

<https://jabee.org/accreditation/guideline>